

**畜産経営生産体質強化改善緊急対策事業(酪農・和牛経営体飼料費支援)ご案内
～和牛繁殖経営者、和牛肥育経営者のみなさま～****要 旨**

飼料価格等の高止まりに対し、令和7年12月31日時点の飼養頭数に応じて支援します。

事業内容**【事業の対象者】**

広島県内で和牛繁殖経営及び和牛肥育経営を営む者。

ただし、和牛繁殖経営については「[肉用子牛生産者補給金制度](#)」、和牛肥育経営については「[肉用牛肥育経営安定交付金制度\(牛マルキン\)](#)」に、令和7年12月31日時点で加入していることが要件です。

【事業の対象牛】 黒毛和種のみ

飼養頭数の判定時期は、令和7年12月31日時点の牛個体識別台帳登録頭数とします。

ア) 肥育牛(和牛) 〔交付単価 31,000円/頭〕

牛個体識別台帳に登録された判定時点の月齢が9か月齢以上の黒毛和種の雄牛(去勢含む)及び判定時点の月齢が9か月齢以上かつ(公社)全国和牛登録協会の登録を受けていない未経産の黒毛和種の雌牛の飼養頭数。

イ) 繁殖牛(和牛) 〔交付単価 22,000円/頭〕

牛個体識別台帳に登録された判定時点で1産次以上の黒毛和種の雌牛及び判定時点の月齢が9か月齢以上かつ(公社)全国和牛登録協会の登録を受けている未経産の黒毛和種の雌牛の飼養頭数。

【交付の手続き】

新たに県の事業の申込手続き等は必要ありません。

事業実施主体((一社)広島県畜産協会)から、補給金等の振込口座へ直接交付されます。

注) 飼養頭数の確認のため、事業実施主体は牛個体識別データを取得します。

※ 万が一、データ提供に同意されない場合は、事業実施主体へ令和8年6月12日(金)までにご連絡ください。
その場合は、支援金が交付されませんので、ご留意下さい。

【問い合わせ先】

広島県農林水産局畜産課 酪肉振興グループ
《事業実施主体》 一般社団法人広島県畜産協会

電話 : 082-513-3598
基金事業部 電話 : 082-962-1872